

個性豊かで
活気に満ちた地域社会の
実現のために

綾瀬市自治基本条例 の解説



平成22年4月

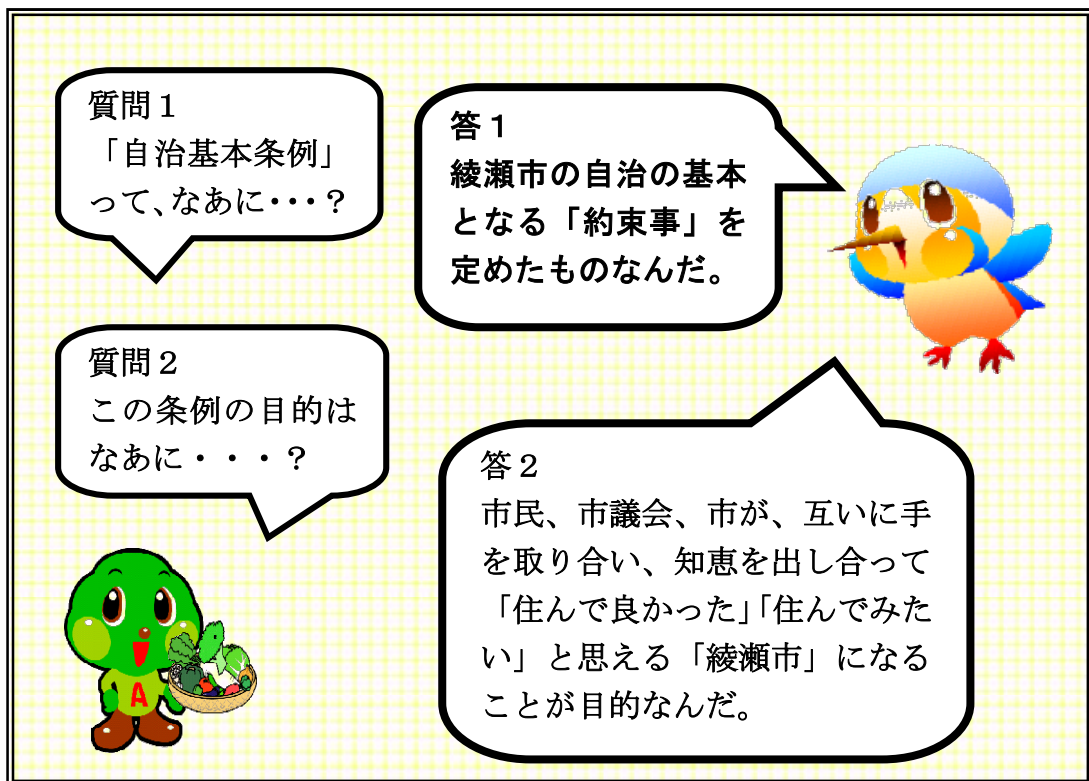
(令和4年6月一部改正)

綾瀬市経営企画部企画課

目 次

1	なぜ、条例を制定したの・・・？	1 ページ
2	綾瀬市自治基本条例	2 ページ
3	綾瀬市自治基本条例の解説	6 ページ
4	綾瀬市自治基本条例（ルビ付き）	19 ページ

1 なぜ、条例を制定したの・・・？



市民が主役(主体)となって、市民主権の市政運営を推進するためには、市民皆様の「積極的な市政参加」が求められています。そこで、「綾瀬市の自治の更なる進展」のための基本理念とルールを明示するために綾瀬市自治基本条例は制定されました。

地方自治に関する事項は「地方自治法」に定められています。しかし、この法律は、国が「自治体の組織及び運営に関する事項」を全国一律に定めたものです。いわば自治の器についてのルール(規則)です。

一方、市民参加や情報公開など、市政運営の基本となる事項に関する定めはありません。地方自治の中身についてはルールが未整備なのです。そのため、各自治体が制定しているのが「自治基本条例」などです。

今までのまちづくりは、市民の誰もが満足できる暮らしのために、行政が中心となって企画・立案する中で、道路や公園の建設、教育や福祉施策などの行政サービスを充実させてきました。必要と思う公共サービスや要望は人それぞれですが、現在では社会経済情勢の変化などで「あれも、これも」から「あれか、これか」を選択する時代を迎えています。

これからは限られた財源の中で、市民の皆さんが納得できる施策を展開できるよう「市民参加」が重要となります。そのため、市民が主役(主体)になって考え、決定し、行動できるようにする条例が「綾瀬市自治基本条例」です。

2 綾瀬市自治基本条例

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の基本理念（第3条）

第3章 自治の基本原則（第4条・第5条）

第4章 自治の担い手

第1節 市民（第6条・第7条）

第2節 市議会（第8条）

第3節 市長（第9条）

第4節 市の執行機関（第10条）

第5章 国、他の自治体等との連携（第11条）

第6章 厚木基地（第12条）

第7章 住民投票（第13条）

第8章 市政運営の原則（第14条―第20条）

第9章 その他（第21条・第22条）

附則

私たちのまち綾瀬市は、市民主権の自治を基本理念とし、本市の自治の更なる進展のために、ここに綾瀬市自治基本条例を制定します。

私たちのまちは、約4万年前の旧石器時代の人々の営みに始まり、綾なす川が豊かな自然をはぐくむ中で、文化や風土が培われてきました。明治22年（1889年）には、江戸時代の8か村が一つになり、その後、新たな市町村合併をせず、首都圏域の住宅都市として成長し、農畜産業などの地場産業や製造業などの工業、商業が発展してきました。

私たちは、次代を担う子どもたちをはぐくむためにも、市政に主体的に参加し、住民自治を実践する中で、本市の自然や文化、風土、先人たちの足跡などを受け継ぎ、更に平和で希望に満ちた市政を創造し、発展させなければなりません。

また、地域主権型社会を目指す今日、基地のあるまちとしての課題や様々な社会的課題に対応するためには、自己決定と自己責任に基づく新たな自治の仕組みを定めることが求められています。

そこで、本市では、自治の主体である市民や市議会、市の執行機関のそれぞれの果たすべき責務や市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを定め、市民主権の自治を進めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本的な理念及び原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市議会及び市の執行機関の責務等を定めることにより、市民主権の自治を実現し、本市の自治を更に進展させることを目的とします。

（条例の位置付け）

第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

2 この条例は、本市の条例、規則等の制定改廃並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっての基本とします。

第2章 自治の基本理念

(基本理念)

第3条 市民、市議会及び市の執行機関は、本市の自治が市民のためのものであることを認識し、市民主権の自治を目指します。

第3章 自治の基本原則

(市民参加)

第4条 市民は、地域及び社会的な課題について、互いに助け合い、課題を共有し、解決に向けて自ら市政に参加するよう努めます。

(情報共有)

第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに市政に関する情報の共有に努めます。

第4章 自治の担い手

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として尊重され、安全で安心な生活を営み、幸福を追求する権利を有します。

2 市民は、市政に参加する権利を有します。ただし、この権利の行使又は不行使によって、不利益な扱いを受けないものとします。

3 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

(市民の責務)

第7条 市民は、互いに尊重し合い、協力して、自治を推進します。

2 市民は、市政に参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

3 市民は、市が定めた市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担します。

第2節 市議会

(市議会の責務)

第8条 市議会は、市民のための開かれた議会運営に努めます。

2 市議会は、市民の意見を反映するように努めるものとします。

第3節 市長

(市長の責務)

第9条 市長は、市民の意向を適正に判断し、この条例の本旨に基づいて市政運営を行い、市民主権の自治を推進します。

2 市長は、市の執行機関の機能及び能力を最大限に活用し、市民の信託にこたえます。

第4節 市の執行機関

(市の執行機関の責務)

第10条 市の執行機関は、公正な市民福祉の拡充に努めます。

- 2 市の執行機関は、市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ効果的な組織運営を行います。
- 3 職員は、職務遂行に必要な能力、知識、技術等の習得に努めます。

第5章 国、他の自治体等との連携

(国、県等との連携)

- 第11条 市は、市政運営上の諸課題を解決するため、国及び県と対等な立場で相互に連携を図りながら協力します。
- 2 市は、共通する課題の解決及び友好親善を図るため、他の自治体その他公共的団体と相互に連携を図りながら協力するとともに、交流に努めます。

第6章 厚木基地

(厚木基地)

- 第12条 市は、厚木基地の問題を重要課題として取り組みます。
- 2 市は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、航空機騒音等の問題解決に努めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

- 第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する直接請求によるもののほか、市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く住民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができます。
- 2 市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
 - 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

第8章 市政運営の原則

(市民提案)

- 第14条 市の執行機関は、市政について、市民が意見を表明し、提案する権利を保障します。
- 2 市の執行機関は、前項の規定による提案の概要及び検討結果の公表に努めるものとします。

(総合計画)

- 第15条 市の執行機関は、この条例の理念に基づき、市政運営の基本となる基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。
- 2 市の執行機関は、総合計画が社会情勢の変化に対応できるように、必要に応じ、見直しを行います。

(情報管理)

- 第16条 市の執行機関は、市政に関する情報を適切に管理し、個人に関する情報は、これを保護します。

(情報公開)

第17条 市の執行機関は、市政に関する情報を適正に公開し、及び提供します。

(説明責任)

第18条 市の執行機関は、市政に関する重要な事項について、市民に説明する責務を有します。

(財政運営)

第19条 市長は、財源確保を図り、規律を持ち、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

(行政手続)

第20条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、適正な行政手続の確保に努めます。

第9章 その他

(条例の推進)

第21条 市長は、この条例の目的を達成するため、この条例の内容が適切であるか否かを検討し、必要と認めたときは、条例の改正その他の措置を講ずるものとします。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の執行機関が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。



3 綾瀬市自治基本条例の解説

前文

私たちのまち綾瀬市は、市民主権の自治を基本理念とし、本市の自治の更なる進展のために、ここに綾瀬市自治基本条例を制定します。

私たちのまちは、約4万年前の旧石器時代の人々の営みに始まり、綾なす川が豊かな自然をはぐくむ中で、文化や風土が培われてきました。明治22年（1889年）には、江戸時代の8か村が一つになり、その後、新たな市町村合併をせず、首都圏域の住宅都市として成長し、農畜産業などの地場産業や製造業などの工業、商業が発展してきました。

私たちは、次代を担う子どもたちをはぐくむためにも、市政に主体的に参加し、住民自治を実践する中で、本市の自然や文化、風土、先人たちの足跡などを受け継ぎ、更に平和で希望に満ちた市政を創造し、発展させなければなりません。

また、地域主権型社会を目指す今日、基地のあるまちとしての課題や様々な社会的課題に対応するためには、自己決定と自己責任に基づく新たな自治の仕組みを定めることが求められています。

そこで、本市では、自治の主体である市民や市議会、市の執行機関のそれぞれの果たすべき責務や市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを定め、市民主権の自治を進めます。

【解説】

- ・前文は、条例制定に当たっての基本理念などを述べ、条例制定の目的を強調する必要がある場合に置かれています。
- ・本条例は、本市における自治の基本理念や基本原則を定める条例であることから、制定の目的を強調するため前文を置いています。
- ・前文の構成は、冒頭で、自治の基本理念を「市民主権の自治」とすることで、本市の自治の更なる進展のために、本条例を制定することを述べています。次に綾瀬市の生い立ちや新たな自治の仕組みの必要性について述べ、最後に条例の役割について述べています。
- ・前文補足：綾瀬市の始まりは、吉岡遺跡群（現在の綾瀬浄水場）から発見された約4万年前の石器群を根拠としています。産業面については、昭和30年代に全国的にも有名になった養豚をはじめ、現在では施設野菜の栽培などによる農業、自動車関連などの工業も本市のまちづくりを牽引しています。8か村については、深谷、蓼川、本蓼川、寺尾、小園、早川、吉岡及び上土棚の8つの村をいいます。明治22年（1889年）の市制町村制施行（明治の大合併）の際「綾瀬村」として誕生しましたが、昭和の大合併（昭和20年：1945年）及び平成の大合併（平成11年：1999年）が行われた中で、「明治時代のままの行政区域」は、全国的に見ても珍しいといわれています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本的な理念及び原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市議会及び市の執行機関の責務等を定めることにより、市民主権の自治を実現し、本市の自治を更に進展させることを目的とします。

【解説】

- ・第1章は、「総則」として、「目的」と「条例の位置付け」の2項目について定めています。
- ・第1条は、「目的」について定めています。
- ・「目的」では、本市の自治が地域の個性や魅力をいかした「持続可能な自治体運営」となるためにも、「自己が決定し、自己の責任による自治を行うこと」が必要とされていることから、本市の自治の基本的な理念や原則を明らかにするとともに、市民、市議会、市長などの市の執行機関が、それぞれの責任のもとで、市民主権の自治を実現することを定めています。
- ・市民の定義については、個別の条例で、必要に応じて定めています。
- ・本条例における市の執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの行政権を行使する権限を有する行政機関を指します。

[参考]

◆ 地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

◆ 持続可能な自治体運営

財政的にも、環境的にも、市民が安全で安心して、地域に愛着を持って生活を営むことができるまちを、将来にわたって実現していくための自治体運営

(条例の位置付け)

第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

2 この条例は、本市の条例、規則等の制定改廃並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっての基本とします。

【解説】

- ・第2条は、「条例の位置付け」について定めています。
- ・第1項は、本条例が本市における自治の基本理念や基本原則を定めた条例であることから、市民、市議会及び市の執行機関が本条例の目的を最大限に尊重しなければならないことを定めています。
- ・第2項は、前項を受け、本市の条例等（条例、規則、規程、要綱など）の制定改廃や法令、条例、規則等の解釈や運用に当たっては、本条例を基本とすることを定めています。

〔参考〕

◆ 地方自治法第2条⑫前段

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

◆ 地方自治の本旨⇒「住民自治」と「団体自治」

（日本国憲法第92条）

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

- ・「住民自治」とは、「地域の運営は、その地方の住民の意思に基づきその責任において行われるべき」という概念
- ・「団体自治」とは、「国から独立して設置された地域団体（地方公共団体）が、その団体の事務を自己の機関によりその団体の責任において処理する」という概念

第2章 自治の基本理念

（基本理念）

第3条 市民、市議会及び市の執行機関は、本市の自治が市民のためのものであることを認識し、市民主権の自治を目指します。

【解説】

- ・第2章は、「自治の基本理念」として、第3条で「基本理念」について定めています。
- ・第3条は、「前文」でも掲げている基本理念を、条文として定めています。

第3章 自治の基本原則

（市民参加）

第4条 市民は、地域及び社会的な課題について、互いに助け合い、課題を共有し、解決に向けて自ら市政に参加するよう努めます。

【解説】

- ・第3章は、「自治の基本原則」として、「市民参加」と「情報共有」の2項目について定めています。
- ・第4条は、「市民参加」について定めています。
- ・これからの市政については、今まで以上に市民が主体となり「地域のことは地域で決定する」という自己責任に基づく自己決定を基本に、市民の意向を反映することが求められています。そこで、基本理念（第3条）を受け、市政への市民参加を定めています。
- ・「参加」については、「市民が市のイベントなどに参加する場合」と「市が施策や計画などを策定するときに、市民がその計画段階からかかわるなど、市民が参画する場合」を

併せて「参加」とすることにより、市民主権の自治運営を目指しています。

◆ 今後、必要となる条例等：（仮称）市民参加条例など

（情報共有）

第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに市政に関する情報の共有に努めます。

【解説】

- ・第5条は、「情報共有」について定めています。
- ・自治を更に推進するためには、情報の共有が重要です。そこで、市政に関する情報は、市民、市議会及び市の執行機関の間で共有に努めることを定めています。
なお、情報共有は、市議会及び市の執行機関からの一方的な情報提供だけでなく、市民からの情報も含め、相互の情報発信があってこそ共有されるものです。
- ・綾瀬市情報公開条例（平成14年綾瀬市条例第7号）

第4章 自治の担い手

第1節 市民

（市民の権利）

第6条 市民は、人として尊重され、安全で安心な生活を営み、幸福を追求する権利を有します。

2 市民は、市政に参加する権利を有します。ただし、この権利の行使又は不行使によって、不利益な扱いを受けないものとします。

3 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

【解説】

- ・第4章は、「自治の担い手」として、「市民」、「市議会」、「市長」及び「市の執行機関」の4項目について定めています。なお、市民については「権利と責務」を、市議会、市長及び市の執行機関については、それぞれの「責務」を定めています。
- ・第4章第1節は、「市民」として、「市民の権利」と「市民の責務」について定めています。
- ・第6条は、「市民の権利」について定めています。
- ・第1項は、憲法第13条をもとに基本的人権が尊重され、かつ、安全で安心な生活を営み、幸福を追求する権利を「市民の権利」として定めています。
- ・第2項は、市民の市政へ参加する権利を定めています。また、同項ただし書では市政に参加する権利の行使又は不行使について、不利益が生じないようにすることも定めています。市政への参加は強制されるものではなく、自らの意思によることが大切であり、市民が市政の主権者という視点のもと、市民には市政運営に主体的に参加する権利があることを明らかにしたものです。
- ・第3項は、市民が市政に関する情報を知る権利について定めています。市民は、市政運営に係る情報を受け取るだけでなく、必要な情報を自ら求め、取得することができることを定めることにより、市民が主体的に市政運営にかかわることができることを明らかにしたものです。

[参考]

◆ 憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(市民の責務)

第7条 市民は、互いに尊重し合い、協力して、自治を推進します。

2 市民は、市政に参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

3 市民は、市が定めた市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担します。

【解説】

- ・第7条は、「市民の責務」について定めています。
- ・第1項は、第3条から第6条までの規定（「基本理念」、「市民参加」、「情報共有」、「市民の権利」）を受け、市民が自治を推進することを「市民の責務」としています。市民は、互いの存在や価値観を認め合い、尊重する中で、協力して自治を推進する責務があることを定めています。
- ・第2項は、市民は本条例を尊重し、前項の規定を受け、市政に参加するときには、公共の福祉の視点から自らの行動や発言に「責任を持つ」ことを定めています。
- ・第3項は、市が条例等によって定めた市政運営に係る経費を市民が「公正かつ適正」に負担することを定めています。

[参考]

◆ 地方自治法第10条②

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第2節 市議会

(市議会の責務)

第8条 市議会は、市民のための開かれた議会運営に努めます。

2 市議会は、市民の意見を反映するように努めるものとします。

【解説】

- ・第4章第2節は、「市議会」として、第8条で「市議会の責務」について定めています。
- ・市議会は、憲法第93条で地方公共団体の議事機関として位置付けられ、その権限は、市政における重要な意思決定や行政に対する監視機能など、地方自治法において具体的に明らかにされています。
- ・第1項は、予算、条例などの議決権を持つ議会は、審議内容の公開など、市民のための開かれた議会運営を行うことを定めています。
- ・第2項は、市議会が市民の意見を把握し、これを反映するように努めることを定めています。

[参考]

◆ 日本国憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

◆ 地方自治法第96条〔権限〕

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設け又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。
- 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 7 不動産を信託すること。
- 8 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 15 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

第3節 市長

（市長の責務）

第9条 市長は、市民の意向を適正に判断し、この条例の本旨に基づいて市政運営を行い、市民主権の自治を推進します。

- 2 市長は、市の執行機関の機能及び能力を最大限に活用し、市民の信託にこたえます。

【解説】

- ・第4章第3節は、「市長」として、第9条で「市長の責務」について定めています。
- ・市長は、市民の直接選挙によって選ばれた綾瀬市の代表者であり、地方公共団体の事務を管理し、執行する権限が与えられています。
- ・第1項は、市長は、市民の意向を最大限に反映し、かつ、適正に判断することにより、地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」に基づいた市政運営を行い、市民主権による自治を推進することを定めています。
- ・第2項は、第1項を受け、市長は市民の信託にこたえるためにも「市の執行機関の機能と能力を最大限に活用すること」を定めています。

【参考】

◆ 地方自治法第147条〔権限〕

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

◆ 地方自治法第148条

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

◆ 地方自治法第149条

普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 5 会計を監督すること。
- 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 8 証書及び公文書類を保管すること。
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第4節 市の執行機関

（市の執行機関の責務）

第10条 市の執行機関は、公正な市民福祉の拡充に努めます。

2 市の執行機関は、市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ効果的な組織運営を行います。

3 職員は、職務遂行に必要な能力、知識、技術等の習得に努めます。

【解説】

- ・第4章第4節は、「市の執行機関」として、第10条で「市の執行機関の責務」について定めています。
- ・第1項は、市の執行機関は、市長などそれぞれの立場で果たす個別の責務以外に、公正な市民福祉の拡充に努めることを定めています。
- ・第2項は、効率的・効果的な行政運営など、市の執行機関としての包括的な「責務」を定めています。
- ・第3項は、市政の諸課題に的確に対応するため、執行機関の補助機関である職員の責務についても定めています。

〔参考〕

◆ 地方自治法第138条の2

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

◆ 地方自治法第138条の3

普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

② 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

③ 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

◆ 地方公務員法第30条

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第5章 国、他の自治体等との連携

(国、県等との連携)

第11条 市は、市政運営上の諸課題を解決するため、国及び県と対等な立場で相互に連携を図りながら協力します。

2 市は、共通する課題の解決及び友好親善を図るため、他の自治体その他公共的団体と相互に連携を図りながら協力するとともに、交流に努めます。

【解説】

・第5章は、「国、他の自治体等との連携」として、第11条で「国、県等との連携」について定めています。

・第1項は、機関委任事務の廃止など、地方分権の推進により、市町村が国や県と対等の関係に位置付けられたことや団体自治の観点からも、自らの意思と責任により市政運営上の諸課題を解決するために、国や県と対等な立場で相互に連携を図りながら協力することを定めています。

・第2項は、市民に最も身近な自治体としての役割や活動として、国内外の他の自治体等と相互に様々な分野で共通に抱えている諸課題の解決や友好親善を図るために、それぞれ自主性を持ち、相互に連携を図りながら協力し、交流に努めることを定めています。

第6章 厚木基地

(厚木基地)

第12条 市は、厚木基地の問題を重要課題として取り組みます。

2 市は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、航空機騒音等の問題解決に努めます。

【解説】

・第6章は、第12条で「厚木基地」について定めています。

・本市の行政面積の約18%弱を占める厚木基地は、まちづくりの阻害要因となっているとともに、航空機騒音や墜落の危険等により、長年にわたって市民生活に耐え難い苦悩と不安をもたらしてきましたが、平成30年に空母艦載機部隊の移駐が実現し、航空機騒音の少ない環境に改善されつつあります。本市の総合計画である「綾瀬市総合計画2030」においては、基地の整理、縮小、返還を基本姿勢とし、これまでの騒音をはじめとする諸問題への対応を進める一方で、今後の基地の運用を注視しつつ、基地が存在する間は、地域の資源として活用ができないか検討が必要としています。

・第1項は、市民、市議会及び市の執行機関が綾瀬市という自治体として、厚木基地の問題を重要課題に位置付けて取り組むことを定めています。

・第2項は、厚木基地に起因する様々な問題の解決に向けて、市民、市議会及び市の執行機関が綾瀬市という自治体として、共に努力していくことを定めています。

第7章 住民投票

(住民投票)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する直接請求によるもののほか、市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く住民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

【解説】

・第7章は、第13条で「住民投票」について定めています。

・住民投票制度は、市政にかかわる特に重要な事項について、住民の投票によりその意思を直接表明できる制度です。

・地方自治法では住民投票制度は明記されていませんが、現在でも住民からの直接請求により住民投票の実施を請求することができます。

・第1項では、市長が住民からの直接請求により住民投票の実施を請求された場合以外でも市長がその判断により住民投票を実施することができることを規定しています。

なお、「特に重要な事項」とは、住民の意見が二分するような懸案事項などを想定しています。

・第2項は、住民投票の結果によって判断を拘束されるものではなく、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとして定めています。

・第3項は、投票に参加できる資格などの事項は、その都度、事案ごとに条例によって定めることとしています。

〔参考〕

◆ 地方自治法第12条

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

◆ 地方自治法第74条

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その

代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
 - ③ 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- ◆ 今後、必要となる条例等：〇〇住民投票条例〔案件ごとに、実施時に制定〕など

第8章 市政運営の原則

（市民提案）

- 第14条 市の執行機関は、市政について、市民が意見を表明し、提案する権利を保障します。
- 2 市の執行機関は、前項の規定による提案の概要及び検討結果の公表に努めるものとします。

【解説】

- ・第8章は、「市政運営の原則」として、「市民提案」、「総合計画」、「情報管理」、「情報公開」、「説明責任」、「財政運営」及び「行政手続」の7項目について定めています。
- ・第14条は、「市民提案」について定めています。
- ・第1項は、市民が市の執行機関に対し、意見、要望などを提案する権利を保障するものです。福祉、子育て、環境、自然保護、生涯学習、学校教育など、市政におけるあらゆる分野にわたる提案を想定しています。
- ・第2項は、市の執行機関が市民からの提案について、その提案に対する考え方などを公表することを定めていますが、提案によっては個人情報等、公表することができない事項も考えられることから「公表に努めるものとします」と定めています。

（総合計画）

- 第15条 市の執行機関は、この条例の理念に基づき、市政運営の基本となる基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。
- 2 市の執行機関は、総合計画が社会情勢の変化に対応できるように、必要に応じ、見直しを行います。

【解説】

- ・第15条は、「総合計画」について定めています。
- ・総合計画は、綾瀬市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、議会の議決を経て定める「基本構想」と、基本構想に定める戦略プロジェクトを構成する事業や、予算に基づいて実施する各行政分野の主たる事業を位置付ける「実施計画」で構成されています。
- ・第1項は、市の執行機関は、総合計画を市政運営のための最上位計画として位置付け、策定し、この計画に基づいて事務事業を実施することを定めています。

・第2項は、市の執行機関は、総合計画を社会情勢の変化に対応させるため必要に応じて見直すことを定めています。見直しについては、計画書の変更のみを指すのではなく、業務サイクルの中で適切に事業評価を行い、改善を図りながら、実施計画により迅速な見直しにつなげていくことも必要です。

(情報管理)

第16条 市の執行機関は、市政に関する情報を適切に管理し、個人に関する情報は、これを保護します。

【解説】

- ・第16条は、「情報管理」について定めています。
- ・市の執行機関は、市政に関する情報を適切に管理しなければならないことを定めています。
- ・市政に関する情報の中には個人に関する情報が含まれることから、市民の権利や利益を守るため、個人情報の保護について定めています。
- ・綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号）
- ・市議会についても綾瀬市個人情報保護条例に基づく実施機関として、議長が定義されており、議会が組織的に管理している個人情報の保護等を行っていることから、この規定における市の執行機関には議会が組織的に管理している個人情報の範囲で議会も含まれます。

(情報公開)

第17条 市の執行機関は、市政に関する情報を適正に公開し、及び提供します。

【解説】

- ・第17条は、「情報公開」について定めています。
- ・情報公開及び情報提供は、第6条の「市民の権利」で規定している市民の市政に関する情報を知る権利を保障するとともに、市民が市政に参加する権利を行使する上での前提条件となるものです。また、行政運営の透明性の向上や市民の市政への参加を促進するためにも重要であることから定めています。
- ・綾瀬市情報公開条例（平成14年綾瀬市条例第7号）
- ・市議会についても綾瀬市情報公開条例に基づく実施機関として、市議会が管理している行政情報の情報公開を行っていることから、この規定における市の執行機関には議会も含まれます。

(説明責任)

第18条 市の執行機関は、市政に関する重要な事項について、市民に説明する責務を有します。

【解説】

- ・第18条は、「説明責任」について定めています。
- ・市の執行機関の意思決定の過程や市政運営に関して、その経過と内容を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責任を果たさなければならないことを定めています。
- ・説明責任は、第6条の「市民の権利」で規定している市民の市政に関する情報を知る権利を保障するとともに、市民が市政に参加する権利を行使する上で、市の執行機関が負うものとしています。

- ・「重要な事項」とは、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される計画や事務事業などを指します。

(財政運営)

第19条 市長は、財源確保を図り、規律を持ち、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

【解説】

- ・第19条は、「財政運営」について定めています。
- ・市長は、財源の確保を図るとともに、自治体経営という観点から、健全な財政運営を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことを定めています。

[参考]

◆ 地方自治法第2条④

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

◆ 地方財政法第4条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(行政手続)

第20条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、適正な行政手続の確保に努めます。

【解説】

- ・第20条は、「行政手続」について定めています。
- ・行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出）について、公正さを確保し、かつ、透明性の向上を図るために、適正な行政手続を確保することを定めています。
- ・綾瀬市行政手続条例（平成11年綾瀬市条例第6号）

第9章 その他

(条例の推進)

第21条 市長は、この条例の目的を達成するため、この条例の内容が適切であるか否かを検討し、必要と認めるときは、条例の改正その他の措置を講ずるものとします。

【解説】

- ・第9章は、「その他」として、「条例の推進」と「委任」の2項目について定めています。
- ・第21条は、「条例の推進」について定めています。
- ・本条例の目的である「市民主権の自治を実現し、本市の自治を更に進展させる」ため、市長は本条例の内容を検証し、必要と認めるときは、条例改正や検証機関の設置など、適切な措置を講ずるものとすることを定めています。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の執行機関が別に定めます。

【解説】

- ・第 22 条は、「委任」について定めています。
- ・この条例の施行に関し、必要となる規則等を市の執行機関が別に定められるようにしています。



4 あやせしじちきほんじょうれい 綾瀬市自治基本条例（ルビ付き）

ぜんぶん 前文

だい しょう 第1章 そうそく だい じょう だい じょう 総則（第1条・第2条）

だい しょう 第2章 じち きほんりねん だい じょう 自治の基本理念（第3条）

だい しょう 第3章 じち きほんげんそく だい じょう だい じょう 自治の基本原則（第4条・第5条）

だい しょう 第4章 じち にな て 自治の担い手

だい せつ 第1節 しみん だい じょう だい じょう 市民（第6条・第7条）

だい せつ 第2節 しぎかい だい じょう 市議会（第8条）

だい せつ 第3節 しちょう だい じょう 市長（第9条）

だい せつ 第4節 し しっこうきかん だい じょう 市の執行機関（第10条）

だい しょう 第5章 くに た じちたいとう れんけい だい じょう 国、他の自治体等との連携（第11条）

だい しょう 第6章 あつぎきち だい じょう 厚木基地（第12条）

だい しょう 第7章 じゅうみんとうひょう だい じょう 住民投票（第13条）

だい しょう 第8章 しせいうんえい げんそく だい じょう だい じょう 市政運営の原則（第14条－第20条）

だい しょう 第9章 た だい じょう だい じょう その他（第21条・第22条）

ふそく 附則

わたし 私たちのまち綾瀬市は、あやせし しみんしゅけん じち きほんりねん 市民主権の自治を基本理念とし、ほんし じち さら しんでん 本市の自治の更なる進展のため、あやせしじちきほんじょうれい せいいてい ここに綾瀬市自治基本条例を制定します。

わたし 私たちのまちは、やく まんねんまえ きゅうせつきじだい ひとびと いたな はじ 約4万年前の旧石器時代の人々の営みに始まり、あや かわ ゆた 綾なす川が豊かな

自然しぜんをはぐくむ中なかで、文化ぶんかや風土ふうどが培つちかわれてきました。明治めいじ22年ねん（1889年ねん）には、江戸時代えどじだいの8か村そんが一つひとになり、その後ご、新たな市町村合併しちょうそんがっぺいをせず、首都圏域しゅとけんいきの住宅都市じゅうたくとしとして成長せいちょうし、農畜産業のうちくさんぎょうなどの地場産業じばさんぎょうや製造業せいぞうぎょうなどの工業こうぎょう、商業しょうぎょうが発展はってんしてきました。

私たちは、次代じだいを担こう子どもたちをはぐくむためにも、市政しせいに主体的しゅたいてきに参加さんかし、住民自治じゅうみんじちを實踐じっせんする中なかで、本市ほんしの自然しぜんや文化ぶんか、風土ふうど、先人たちの足跡せんじんなどを受け継そくせきぎ、更うに平和へいわで希望きぼうに満みちた市政しせいを創造そうぞうし、発展はってんさせなければなりません。

また、地域主権型社会ちいきしゅけんかたしやかいを目指す今日めざ、基地こんにちのあるまちとしての課題かだいや様々な社会的課題さまざまにたい応たいおうするためには、自己決定じこけつていと自己責任じこせきにんに基づく新たな自治もとの仕組みあらを定めることが求められていもとます。

そこで、本市ほんしでは、自治じちの主体しゅたいである市民しみんや市議会しぎかい、市の執行機関しのそれぞれの果たすべき責務せきむや市政運営しせいうんえいの原則げんそくなど、自治体じちたいとしての基本的な枠組みきほんてきを定め、市民主権わくぐの自治さだを進しみんしゅけんめます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本的な理念及び原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市議会及び市の執行機関の責務等を定めることにより、市民主権の自治を實現し、本市の自治を更に進展させることを目的とします。

（条例の位置付け）

第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

2 この条例は、本市の条例、規則等の制定改廃並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっての基本とします。

第2章 自治の基本理念

(基本理念)

第3条 市民、市議会及び市の執行機関は、本市の自治が市民のためのものであることを認識し、市民主権の自治を目指します。

第3章 自治の基本原則

(市民参加)

第4条 市民は、地域及び社会的な課題について、互いに助け合い、課題を共有し、解決に向けて自ら市政に参加するよう努めます。

(情報共有)

第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに市政に関する情報の共有に努めます。

第4章 自治の担い手

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として尊重され、安全で安心な生活を営み、幸福を追求する権利を有します。

2 市民は、市政に参加する権利を有します。ただし、この権利の行使又は不行使によって、不利益な扱いを受けないものとします。

3 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

し しみん せきむ (市民の責務)

だい じょう し しみん たが ぞんちよう あ きょうりよく じ ち すいしん
第7条 市民は、互いに尊重し合い、協力して、自治を推進します。

2 し しみん しせい さんか あ みずか はつげんおよ こうどう せきん も
市民は、市政に参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

3 し しみん し さだ しせいうんえい かかわ けいひ こうせい てきせい ふたん
市民は、市が定めた市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担します。

だい せつ しぎかい 第2節 市議会

しぎかい せきむ (市議会の責務)

だい じょう しぎかい し しみん ひら ぎかうんえい つと
第8条 市議会は、市民のための開かれた議会運営に努めます。

2 しぎかい し しみん いけん はんえい つと
市議会は、市民の意見を反映するように努めるものとします。

だい せつ しちょう 第3節 市長

しちょう せきむ (市長の責務)

だい じょう しちょう し しみん いこう てきせい ほんだん じょうれい ほんし もと しせいうんえい おこな
第9条 市長は、市民の意向を適正に判断し、この条例の本旨に基づいて市政運営を行
い、市民主権の自治を推進します。

2 しちょう し しっこうきかん きのおよ のうりよく さいだいげん かつよう し しみん しんたく
市長は、市の執行機関の機能及び能力を最大限に活用し、市民の信託にこたえます。

だい せつ し しっこうきかん 第4節 市の執行機関

し しっこうきかん せきむ (市の執行機関の責務)

だい じょう し しっこうきかん こうせい し しみん ふくし かくじゅう つと
第10条 市の執行機関は、公正な市民福祉の拡充に努めます。

2 し しっこうきかん しせい かだい てきかく たいおう こうりつてき こうかてき そしきうんえい
市の執行機関は、市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ効果的な組織運営を
おこな
行います。

3 しょくいん しょくむすいこう ひつよう のうりよく ちしき ぎじゅつなど しゅうとく つと
職員は、職務遂行に必要な能力、知識、技術等の習得に努めます。

だい しょう こく た じちたいとう れんけい 第5章 国、他の自治体等との連携

くに けんとう れんけい (国、県等との連携)

だい じょう し しせいうんえいじょう しょかだい かいけつ くにおよ けん たいとう たちば そうご
第11条 市は、市政運営上の諸課題を解決するため、国及び県と対等な立場で相互に
れんけい はか きょうりよく
連携を図りながら協力します。

2 し きょうつう かだい かいけつおよ ゆこうしんぜん はか た じちたい たこうきょうてきだんたい
市は、共通する課題の解決及び友好親善を図るため、他の自治体その他公共的団体と
そうご れんけい はか きょうりよく こうりゅう つと
相互に連携を図りながら協力するとともに、交流に努めます。

だい しょう あつぎきち 第6章 厚木基地

あつぎきち (厚木基地)

だい じょう し あつぎきち もんだい じゅうようかだい と く
第12条 市は、厚木基地の問題を重要課題として取り組みます。

2 し しみん あんぜんおよ あんしんなら かいてき せいかつ まも こうくうきそうおんなど もんだいかいけつ
市は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、航空機騒音等の問題解決に
つと
努めます。

だい しょう じゅうみんとうひょう 第7章 住民投票

じゅうみんとうひょう (住民投票)

だい じょう ちほう じちほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい ちやくせつせいきゅう
第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する直接請求によるもののほ
しちょう しせい かん とく じゅうよう じこう ひろ じゅうみん いし ちやくせつと ひつよう
か、市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く住民の意思を直接問う必要が
あると判断した場合は、住民投票を実施することができます。

2 しぎかいおよ し しっこうきかん じゅうみんとうひょう けっか そんちょう
市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 じゅうみんとうひょう じっし かん ひつよう じこう つ ど じょうれい さだ
住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

だい しょう しせいうんえい げんそく 第8章 市政運営の原則

しみんていあん (市民提案)

だい じょう し しっこうきかん しせい しみん いけん ひょうめい ていあん けんり ほしょう
第14条 市の執行機関は、市政について、市民が意見を表明し、提案する権利を保障し

ます。

2 市の執行機関は、前項の規定による提案の概要及び検討結果の公表に努めるものとします。

(総合計画)

第15条 市の執行機関は、この条例の理念に基づき、市政運営の基本となる基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市の執行機関は、総合計画が社会情勢の変化に対応できるように、必要に応じ、見直しを行います。

(情報管理)

第16条 市の執行機関は、市政に関する情報を適切に管理し、個人に関する情報は、これを保護します。

(情報公開)

第17条 市の執行機関は、市政に関する情報を適正に公開し、及び提供します。

(説明責任)

第18条 市の執行機関は、市政に関する重要な事項について、市民に説明する責務を有します。

(財政運営)

第19条 市長は、財源確保を図り、規律を持ち、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

(行政手続)

第20条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、

てきせい ぎょうせいてつづき かくほ つと
適正な行政手続の確保に努めます。

だい しょう た 第9章 その他

じょうれい すいしん (条例の推進)

だい じょう しちょう じょうれい もくてき たっせい じょうれい ないよう てきせつ いな
第21条 市長は、この条例の目的を達成するため、この条例の内容が適切であるか否
かを検討し、必要と認めるときは、条例の改正その他の措置を講ずるものとします。

い にん (委任)

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう し しっこうきかん べつ さだ
第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の執行機関が別に定めます。

ふ そく 附 則

じょうれい こうふ ひ しこう
この条例は、公布の日から施行します。

